

議 事 録

1. 会議の名称 第 1 回池田市保健福祉総合センター
指定管理者選定・評価委員会
2. 開催日時 令和 8 年 7 月 2 7 日（月） 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0
3. 開催場所 池田市役所 議会会議室
4. 出席者 ≪委員≫
※会 長：◎ 正野良幸◎、前田敦子、栃尾成一、水越英樹、藤井幸治
副会長：○

＜事務局職員＞
健康福祉部 綿谷、高齡・福祉総務課 石井、上田、川本
5. 議 題 議題 1 会議の公開について
議題 2 今までの経緯及び今後のスケジュールについて
議題 3 指定管理者の管理運営に関する評価シートについて
議題 4 評価
議題 5 募集要項（案）、業務仕様書（案）等について
議題 6 選定評価基準（案）について
その他

6. 議事経過

◆健康福祉部長あいさつ

事務局：池田市保健福祉総合センターは、市民相互の交流や活動、そして保健福祉サービスの拠点として、平成 2 1 年にオープンし、現在で 1 7 年が経過している。当初は直営であったが、現在は池田市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っている。池田市社会福祉協議会においては、施設の維持管理や貸室などの業務に加え、市民を対象としたスマホ講座や健康講座を実施することにより、施設の利用促進を図られているところ。この委員会では、現在の指定管理の期間が今年度末で満了するため、これまでの指定管理についての評価と来年度からの指定管理者の選定について審議いただきました

い。本日はよろしく願います。

◆会長の選出等

事務局：池田市保健福祉総合センター指定管理者選定・評価委員会規則第4条に基づき、会長の選出をしていただきたい。会長は、互選となっているので、立候補並びに推薦があれば発言をお願いします。

委員：意見等なし。

事務局：立候補や推薦がなければ、学識経験者である正野委員を選出されてはどうか。

委員：異議なし。

事務局：正野委員は会長席への移動をお願いします。

会長：選出に感謝する。本日はよろしく願います。

事務局：規則第4条第3項で「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。」と定めているので、会長から職務代理者を指名いただきたい。

会長：前田委員をお願いします。

事務局：会長からの指定があったので、前田委員が職務代理者となる。以降の進行は会長をお願いします。

◆議題1 会議の公開について

会長：議題1 会議の公開について、事務局に説明をお願いします。

事務局：この会議は、池田市みんなでつくるまちの基本条例第18条の審議会等に該当するため、事務局としては「全部公開」とさせていたでていることをご了承いただきたい。ただし、「池田市保健福祉総合センター指定管理者選定・評価委員会の会議の公開に関する要領」の第2条に「会議の会長が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。」としているが、会長はいかがか。

会長：委員会では指定管理者の評価をすることになるが、非公開の項目に該当しそうなものはあるか。

事務局：この委員会の議題では、指定管理者の「評価」にあたる「議題3 指定管理者の管理運営に関する評価シートについて」及び「議題4 評価」は、要領第2条に規定する池田市情報公開条例第7条第3号の「市の内部における審議に関する情報であって、公にすることより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当するものと思われる。

会 長：事務局より「議題３」及び「議題４」が非公開の条件に該当すると
の説明があった。指定管理者の適正な評価を行うため、「議題３」
及び「議題４」については非公開としてよろしいか。

委 員：異議なし。

会 長：続いて、事務局に傍聴者の報告を求める。

事務局：傍聴者はなし。

◆議題２ 今までの経緯及び今後のスケジュールについて

会 長：議題２ 今までの経緯及び今後のスケジュールについて、事務局に
説明をお願いします。

事務局：この会議の予定を簡単に説明する。まず、現指定管理者の実績と担
当課の評価について事務局から説明させていただき、ご意見と評価
をいただきたい。その後、指定管理の募集要項（案）、業務仕様書
（案）等、選定評価基準（案）についてご審議を頂くという流れに
なっている。今までの経緯として、保健福祉総合センターは、平成
２１年４月に供用開始し、その設置目的は、市民相互の交流及び自
主的な活動の場並びに市民の健康増進及び保健サービスの拠点とす
るとともに、福祉サービス及び子育て支援の推進に資すること、と
している。供用開始から平成２９年３月までは、市の再任用職員を
配置して管理運営し、平成２９年４月より池田市社会福祉協議会が
指定管理者として運営しており、来年の３月３１日で今期の指定期
間５年間の満了を迎えるため、令和９年度から５年間の指定管理者
を選定することとしている。スケジュールについては、本日の委員
会で承認の後、８月初旬に公募を告示し、８月中旬から公募期間を
１か月程度設ける予定。９月下旬頃に第２回の選定委員会を開催し、
その選定結果を１２月議会に上程、議会の承認を得られた場合は、
令和９年１月に指定をするという流れになる。

会 長：事務局から説明があったが、質問や意見はあるか。

委 員：なし。

◆議題３ 指定管理者の管理運営に関する評価シートについて（非公開）

◆議題４ 評価（非公開）

◆議題5 募集要項（案）、業務仕様書（案）等について

会 長：議題5 募集要項（案）、業務仕様書（案）等について、事務局に明をお願いします。

事務局：募集要項については、主にスケジュール関係を説明する。「5 指定期間」は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間としている。次に、「9 申請の手続き」の「（1）募集要項の配布」の期間は、8月12日から9月15日としている。「（2）申請書の提出」は、提出期間は、8月20日～9月15日とし、提出方法は、市役所窓口への持参または郵送としている。次に、「10 申請関係書類」は、（1）指定管理者指定申請書（別紙4）、（2）事業計画書及び収支予算書（別紙5）、（3）法人の定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類、（4）法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これに準ずる書類）、（5）法人の役員名簿、（6）令和8年度における当該法人等の事業計画及び予算書、（7）法人等の令和7年度における書類として、「事業報告書」、「損益計算書又は決算書」、「貸借対象表」、（8）令和7年度における財産目録、（9）団体概要調書（別紙6）、（10）誓約書（別紙7）、（11）国税及び地方税の納税証明書（別紙8）、としている。「11 現地見学会の開催」は、8月19日の午前10時から12時に行う予定としている。「12 質問事項の受付」は、8月12日から8月25日までで行う。募集要項の説明は以上。続いて、業務仕様書の説明をする。まず、「3 開館時間及び休館日等」について、開館時間は、午前9時から午後9時まで。勤務時間や体制は、指定管理者の方で提案するものとし、仕様書で指定はしていない。休館日は、毎月第2土曜日と年末年始。「4」の「（1）職員及び責任者の配置」で、ここである責任者は常勤の職員を想定している。「6 業務内容及び留意事項」は、（1）地域福祉の推進及び啓発に関する業務、（2）地域福祉活動を行う市民の交流の促進に関する業務、（3）地域福祉活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関する業務、（4）施設の使用許可等に関する業務、（5）施設及び設備の維持管理に関する業務、（6）指定管理者の提案によりセンターを活用して実施する事業、（7）その他市長が必要と認める事業としている。施設の管理に関する業務としては、建築物、建築設備、備品、消耗品の保守管理業務、清掃業務、保安警備業務、植栽管理に関する業務、安全管理に関する業務としている。「7」

の「(2) 指定管理者の収入」では、原則として、市が支弁する指定管理料を指定管理者の収入とし、駐車場料金を含む施設使用料は市の収入とする。業務仕様書の説明は以上。

会 長：事務局から説明があったが、意見や提案があればいただきたい。開館時間は午前9時から午後9時までで間違いなかったか。

事務局：間違いない。

委 員：1階にある駐車場について、駐車場の利用料が無料になる場合はあるか。

事務局：駐車場利用料については、30分以内無料となっている。減免については、貸室等の利用をした場合は300円で6時間まで、講座等をする場合の講師の駐車場利用は無料として処理している。

委 員：市役所であれば処理してもらって無料になると思うが、講座等に参加する市民の負担は無料にならないのか。

事務局：市役所では、手続き等のために来庁した場合に無料処理をする。保健福祉総合センターの来館者は貸室の利用であることから、一定の負担があるものとしている。

会 長：保健福祉総合センターは、任意で利用される性質のものであることから、料金が発生するものと理解した。

委 員：現指定管理者である社会福祉協議会については、災害時の対応として、保健福祉総合センターが避難所となった場合に協力いただけていると思っているが、一般的な企業等が指定管理者となった場合のことも考慮し、災害発生時に避難所となった場合に市と協力して避難所運営をする旨を応募要件などに記載してはどうかと考える。

事務局：保健福祉総合センターは福祉避難所と位置付けられており、必要に応じて避難所の開設もすると思う。適切な文言の追加について検討する。

会 長：訓練についての記載はあるが、避難所としての対応についても、記載があった方が応募者にとってもわかりやすいと思う。

委 員：申請書類の提出について、データでの提出はできないのか。現地説明会は複数者が申し込まれる場合、鉢合わせないように調整するのか。仕様書について、前回募集時との変更点について聞きたい。

事務局：申請書類について、今回の募集では紙提出とする想定である。現地説明会については、複数者があったとしても合同で実施し、当日は質問を受け付けない。仕様書について、大幅変更はなし。

会 長：申請書類の提出については、ペーパレス化については昨今の流れで

もあるので、今後検討してもらいたい。その他に意見等が特になければ、募集要項（案）と業務仕様書（案）を決定したいが、異議はないか。

委員：異議なし。

◆議題6 選定評価基準（案）について

会長：議題6 選定評価基準（案）について、事務局に説明をお願いする。

事務局：「別紙11 指定管理者の候補者の選定に係る審査基準」について説明する。「1 価格審査」について、池田市の指定管理者制度に係る運用指針に従い、配点は30点。「2 基本項目」は、（1）事業計画が、当該公の施設の設置及び管理について定める条例の規定に適合し、かつ利用者のサービスの確保のために適切なものであること。（2）事業計画に沿った業務を安定かつ継続して実施するための能力を応募団体が有していること。（3）管理の業務の公平かつ公正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。とし、配点は70点。「3 基本項目以外の審査」は、（1）地域貢献、（2）労働環境とし、配点は25点。評価内容は、右の申請書類欄にありますとおり、事業計画書とリンクさせる形をとっている。価格審査に関しては、事務局で採点する。委員には価格審査以外の項目に評価をしていただく。選定評価表の説明は以上。

会長：事務局から説明があったが、意見や提案があればいただきたい意見や提案をいただきたい。審査基準は5年前の前回公募時と同じか。

事務局：一部に変更がある。基本項目については、「（1）」の「（2）経費メリット」において、「収支予算（積算根拠）は明確であるか」を項目として追加、基本項目以外の項目については、配点部分に若干変更がある。

会長：プレゼンテーションの時間についてはどのように設定する想定か。

事務局：募集要項には記載がない。追記を検討し、本日の審議で意見等があった点も含めて調整する。

会長：プレゼンテーションの時間については、募集要項になればならない項目ではないと思うので、その点は調整をお願いする。1件あたりのプレゼンテーション時間は15分から20分程度と思っている。

事務局：プレゼンテーション時間の想定は、ご認識のとおり。

◆その他

会 長：その他の連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局：今後の審査選考の会議の開催について、次回は、公募期間が終了する9月下旬～10月上旬に開催し、審査、決定をいただきたい。日程については調整の上、連絡させていただく。

会 長：事務局から、次回会議開催は、公募期間終了後に、審査・決定をするという提案がありましたが、特段の事情がなければ、そのようにしてよろしいでしょうか。

委 員：異議なし。

会 長：それでは、第1回池田市保健福祉総合センター指定管理者選定・評価委員会を閉会する。会議運営への協力と貴重な意見に感謝する。

7. 公開・非公開の別 一部公開

※非公開の理由

非公開部分について、会議の会長が、市の内部における審議に関する情報であって、公にすることより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当するものと判断したため。

8. 傍聴者数 0名

9. 問合せ先 池田市健康福祉部高齢・福祉総務課

072-752-1111 内線323

072-754-6250 (ダイヤルイン)

E-mail : fukushi@city.ikeda.osaka.jp